

上里町都市計画 マスタープラン

一部改定



令和3年3月



上里町

はじめに

上里町は平成9年(1997年)に、都市計画マスタープランを策定し、都市基盤の充実を目指してまちづくりに取り組んでまいりました。平成29年(2017年)には、人口減少、少子高齢化、価値観の多様化、気候変動、自然災害の多発といった町を取り巻く環境の変化を踏まえて計画の大幅な見直しを行い、現在、『ゆとりと成長力に満ちあふれた田園交流都市かみさと』の実現を目標に取り組みを展開しております。



振り返ってみますと、神保原駅南と田通における土地区画整理事業の完成、上里スマートインターチェンジの供用開始と上里サービスエリア周辺地区の整備完了、そして児玉工業団地アクセス道路や長年の懸案であったリバーサイドロードの着工など、この間、お蔭をもって都市基盤の整備においては相当の進歩がみられたところです。

今後は、首都圏を南北に縦断する鉄道幹線上に位置する神保原駅がもつポテンシャルを活かした市街地形成の推進など、都市機能が集積したコンパクトで同時に町内の各地がネットワークで結ばれた町をつくって行くことがとりわけ重要になってまいります。

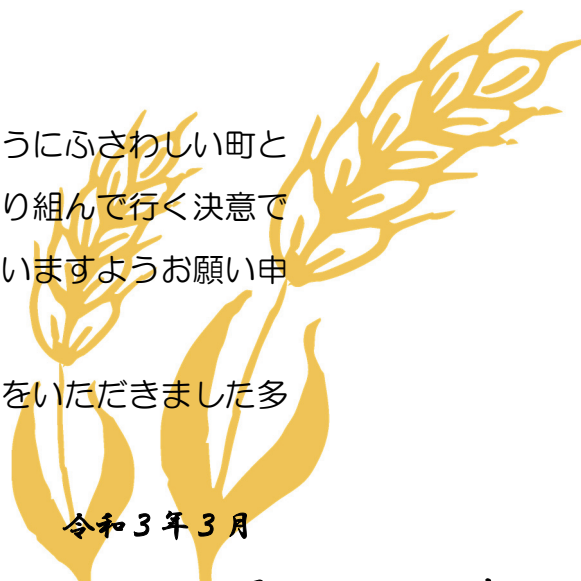
このため今回、町の中心拠点である神保原駅周辺地区の風格と魅力を高める取り組みを新たに計画に加えました。

今後とも、「選ばれる町、住み続けたい町」というにふさわしい町となるよう町民、事業者の皆様方と力を合わせて取り組んで行く決意しておりますので、旧に倍するご支援とご協力を下さいますようお願い申し上げます。

結びに、改定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました多くの方々に心からお礼申し上げます。

令和3年3月

上里町長 山下博一



目 次

序章 上里町都市計画マスタープランについて	1
1. 都市計画マスタープランの概要	2
2. 都市計画マスタープラン改定の背景と体制	3
3. 都市計画マスタープランの目標年次	4
4. 都市計画マスタープランの構成	4
第1章 上里町の概況	5
1. 本町の概況	6
2. 町を取り巻く社会動向の変化	9
第2章 都市づくりの課題	11
1. 人口動向を踏まえた都市づくりの課題	12
2. 産業環境の変化を踏まえた都市づくりの課題	13
3. 道路・交通の施設整備に関する課題	15
4. 土地利用に関する課題	16
5. 都市整備に関する課題	17
6. 景観・防災・防犯に関する課題	18
第3章 都市づくりの目標	19
1. 都市づくりの目標	20
2. 将来人口フレーム	22
3. 将来の都市構造	23
第4章 全体構想	29
1. 土地利用の方針	30
2. 都市施設等の整備の方針	34
3. 都市環境の形成・保全等の方針	41

第5章 地域別構想	45
地域区分の設定	46
1. 神保原地域	47
2. 上里東地域	53
3. 七本木地域	59
4. 賀美地域	63
5. 長幡地域	69
第6章 実現化方策	75
1. 都市計画マスタープランの実現に向けた考え方	76
2. 協働による都市づくり	77
3. 都市計画制度等の活用	78
4. 都市計画マスタープランの進行管理と計画の見直し	79
参考資料	81
1. 検討の経過	82
2. 検討体制	83
3. 用語の解説	87

序章 上里町都市計画マスタープラン について

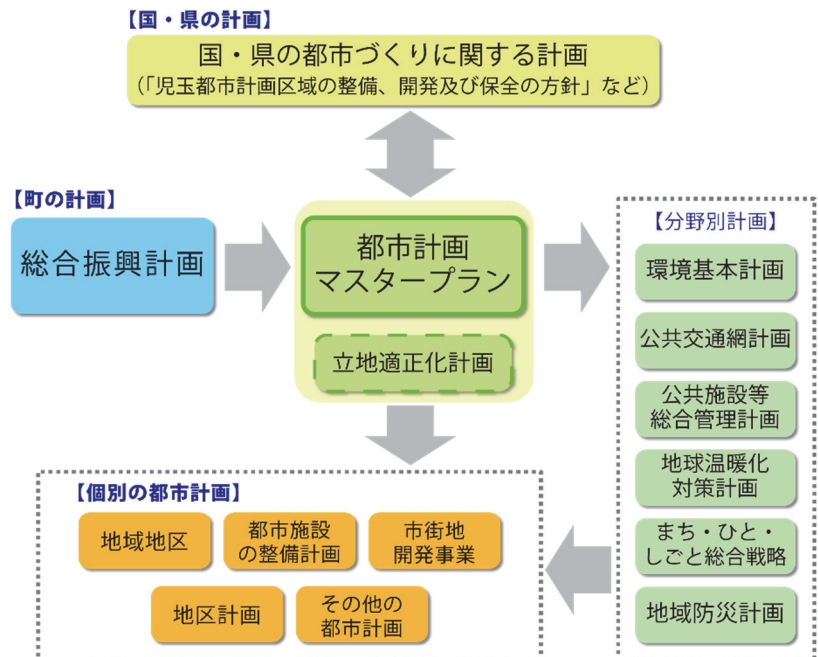


1. 都市計画マスタープランの概要
2. 都市計画マスタープラン改定の背景と体制
3. 都市計画マスタープランの目標年次
4. 都市計画マスタープランの構成

1. 都市計画マスタープランの概要

都市計画マスタープランとは、都市計画法第 18 条の 2 に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、上里町を目指すべき都市像を明らかにした上で、実現に向けた都市づくりの方向を定めるものです。

本町が定める立地適正化計画や個別の都市計画は、都市計画マスタープランに即して定められます。



図表 1 都市計画マスタープランの位置づけ

<都市計画マスタープランの主な役割>

- 上里町の実現すべき将来像を具体的に示す
- 将来の都市づくりや各種都市計画に対し、地域住民の理解を深める
- 都市計画事業の相互調整を図る
- 土地利用の規制・誘導の方策や各種都市施設整備事業など、都市計画に関する方策や事業を決定、変更する際の指針とする

<市町村の都市計画に関する基本的な方針—都市計画法第十八条の二>

第 18 条の 2 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なくこれを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。
- 4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

2. 都市計画マスタープラン改定の背景と体制

(1) 改定の背景

本町では、平成9年（1997年）6月に、住民アンケート調査等により町民の皆さんの意向を把握するとともに、有識者を含む会議で検討を重ね、『上里町都市計画マスタープラン』を策定し、本町の都市づくりを進めてきました。

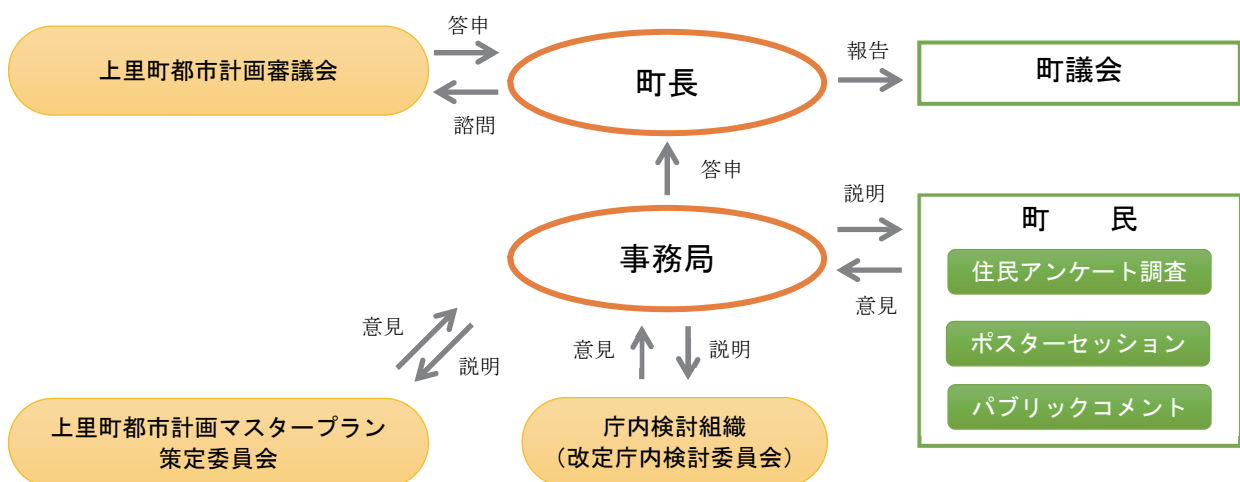
計画策定から約20年が経過し、その間、人口減少社会への移行や少子高齢化の急速な進行、東日本大震災を契機とした自然災害に対する安全・安心に関するニーズの高まり、地球環境・エネルギー問題の顕在化、都市機能が集積したコンパクトな都市への都市づくりの考え方の転換など、社会情勢が大きく変化しており、これらの様々な課題への対応が求められています。また、本町では、これまでに神保原駅南土地地区画整理事業の整備完了や、関越自動車道・上里サービスエリアへのスマートインターチェンジの設置など、都市づくりが進んでいることから、これらの社会情勢の変化や、都市づくりの動向を踏まえて平成29年（2017年）3月に計画の改定を行い、今後の20年を見据えた都市づくりを進めています。

今回、神保原駅の拠点性の向上や神保原駅へのアクセス性の向上等の取組により、持続可能なコンパクトな都市づくりを更に進めるため、「上里町都市計画マスタープラン」の一部改定を行います。

(2) 検討体制

平成29年（2017年）3月の計画策定にあたっては、住民アンケート調査やポスターセッションの実施等により町民の意向を把握し、その意向を踏まえて、庁内の関係課で構成される『上里町都市計画マスタープラン改定庁内検討委員会』、学識経験者や関係団体代表、公募による町民で構成される『上里町都市計画マスタープラン策定委員会』で検討を行いました。

また、今回の一部改定においては、『上里町都市計画マスタープラン改定庁内検討委員会』にて検討を行いました。



図表2 検討体制

3. 都市計画マスタープランの目標年次

都市づくりは、その実現に至るまでに多くの時間を要することから、本計画の計画期間は概ね 20 年間とし、令和 17 年（2035 年）を目標年次として設定します。

なお、本計画は、社会情勢の変化や都市を取り巻く環境の変化等に対応して、適宜、必要な見直しを行うものとします。

計画期間（計画の目標年次）：令和 17 年（2035 年）

4. 都市計画マスタープランの構成

本計画は、町全体の都市づくりの理念や基本目標を定める『都市づくりの目標』、その実現に向けて分野別に町全体の方針を定める『全体構想』、町民に身近な地域毎に都市づくりの方針を定める『地域別構想』、これらを実現するための考え方や方策を示した『実現化方策』で構成しています。